

岩崎左近家文書(大飯町)

吉川喜代江*

1. はじめに
2. 岩崎左近家文書の概略
 - (1) 岩崎家と三森村
 - (2) 文書の概要について
 - (3) 近世資料について
 - (4) 近代資料について
3. 「去り状之事」

1. はじめに

福井県文書館が平成15年2月1日に開館して1年が経過した。文書館自体全国的に普及している施設ではないものの、本館の扱う文書は公文書と古文書という二本柱で、公文書は福井県庁からのもの、古文書はその大部分が『福井県史』編さん過程で調査・撮影された複製史料という特徴がある。従って、原資料の古文書をほとんど持たないという特殊な性格を持っている。もっとも、福井県に関するもので散逸または廃棄のおそれのあるもの、あるいは所蔵者が管理できないものについては、県民共通の文化遺産として寄贈または寄託を受けることにしている。

今回取り上げた岩崎左近家文書(Q0064)は、近世資料(近代資料も含む)として本館が寄贈をうけた最初の文書である。寄贈点数は141点。内容的には日常生活的なものから社会的なものまで幅広く揃っており、今回はその全容の概略を紹介したいと思う。

2. 岩崎左近家文書の概略

(1) 岩崎家と三森村

岩崎家は大飯郡三森村にあって代々左近を称し、三森村の庄屋役を勤めた家である。三森村は、佐分利川上流左岸に位置する山村であり佐分利組17ヶ村¹⁾の一村で、村名は新鞍の森、日尻の森、奥居恵野の森と3つの森があったことに由来すると伝えられている²⁾。小浜藩領で当村の村高は「正保郷帳」では196石6斗5升、「天保郷帳」では197石3斗4升6合となっている。また、宝暦4年(1754)の「宗門御改二付五人組証文」によると、



写真1 岩崎左近家

* 福井県文書館企画主査

各五人組の名が全部挙がっている。当時は14軒あったらしく、後家や隠居、かじけ(貧窮者)などは省く例があるので、それを除けば13戸であつたらしい。この時岩崎左近は五人組頭となっている³⁾。

「慶応三年卯二月禅宗長福寺人改扣 大飯郡三森村⁴⁾」という文書の中では「家数十六軒内五軒長百姓、六軒小百姓、五軒かじけ」とあり⁵⁾、家数は16軒であつたようだ。

岩崎左近家文書の中の慶応4年(1868)1月の「宗門御改并二博奕目録帳」の中にも各五人組の名が全部挙がっている。この時左近は庄屋であつた。以下挙がっている名は次のとおりである。

五人組頭源右衛門、長右衛門、平兵衛、六十郎、清治郎

五人組頭久助、伊左衛門、兵衛、九郎左衛門、甚助

五人組頭仁左衛門、五左衛門、仁右衛門、甚左衛門、六兵衛

五人組の中には左近の名がないので含めるとやはり家数は16軒である。また、同文書の中に人数75人(男36人、女39人)と記載されている。

また、左近家文書の明治13年(1880)の「戸籍統計表写」の中では三森村は14戸、人口87人(男44人、女43人)と記載されている。男女別ではとりたてて特徴的なことは見受けられないが、年齢別に見みると、村総人口87人のうち27人が10才未満で村の約3分の1に相当するという特徴がある。

(2) 文書の概要について

昭和61年(1986)8月、県史編さんのための中・近世部会の合宿調査において、この岩崎左近家文書は調査されている。この時の調査点数は約30点、うち撮影されたのは23点であつた。ところが今回寄贈された文書は141点にのぼり、明治期の文書類も多く含まれていた。

文書は万治2年(1659)から明治43年(1910)のものまでを含み、うち96点は一紙ものではあるが4冊に綴られ、それぞれ「地券買請証綴」「諸願書案文綴」「諸事心得書綴」「奉職拜命綴」という題名がつけられている。「地券買請証綴」には山証文や地券書換願書、「諸願書案文綴」には山論や神社についての願書や村送り状など、「諸事心得書綴」には教訓や漢詩など、「奉職拜命綴」には役職の辞令などがそれぞれ綴られている。表紙の形式や字体が同じで、それぞれの内容も題名に即し近世と近代の資料が混



写真2 綴表紙

合してほぼまとまっている。また、「地券買請証綴」という近代的な題名がつけられているが、綴られている文書は近世の山証文がほとんどであることから岩崎家が文書をきちんと整理していた様子をうかがうことができる。整理した時期については綴られた資料の年代でいちばん新しい文書⁶⁾が明治

20年(1887)となっているのでその頃ではないかと推測できる。さらに長帳類も貸金帳類5冊で1綴、取立帳類7冊(三森村、岩崎氏個人含めて)で1綴と整理されている。

その他の資料としては、「持高名寄之帖」など近世の帳面類が3冊、「戸籍統計表写」など近代の帳面類が8冊、明治期の地券、教科書類や和歌集、三森村の絵図などがある。

(3) 近世資料について

「諸願書案文綴」には、大飯郡野尻銅山から流失した悪水により佐分利川の鮭や鮎が不漁になったことによる安永2年(1773)の「乍恐奉願口上之覚(野尻銅山悪水二付運上延納願)」1点が綴られている。この文書は『福井県史』資料編9にも収載されている。



写真3 「乍恐奉願口上之覚(野尻銅山悪水二付運上延納願)」

乍恐奉願口上之覚

- 一、近年茂御願申上候通、佐分利川之儀前々鮭鮎之魚少々宛も登り申候而、所々助成とも相成候処、鮭之魚一尺茂登り不申必至と相止三候而難儀二奉存候御事、
 - 一、佐分利川二限り登り不申儀者御銅山之金水流込候故、外二者御座候而も其水を嫌ひ登り不申様二奉存候、尤鮎之魚吉つ茂登り不申諸魚共無御座候様二相成申候、依之組中之者共甚難儀至極二奉存候、御時節柄恐多ク御事二御座候得共、鮭之御運上之儀御延シ被為遊被下候八、難有可奉存候、此後登り申候八、早速御断可申上候御事、
- 右奉願候通被為聞召分御延シ被為下候八、難有可奉存候、以上、

大飯郡佐分利組中
野尻村庄屋

父子村庄屋

同

右川上村迄村々庄屋

六右衛門

甚兵衛

庄太夫

安永二癸巳年九月

新国逸九郎様

板倉勇治様

三宅与右衛門様

野尻銅山は宝暦10年(1760)小浜藩によって開かれ、藩から命じられた奉行などが管理に当たっていたが、煙害および悪水により油桐(ころび)の栽培や田畑に多大の被害をもたらしたため、明和8年(1771)5月休山となった。この文書は、休山後も野尻村やその川上の村々の鉱害がなお続いていたことを示している。なお、野尻銅山は天保12年(1841)大坂泉屋(住友家)によって再開された。この銅山をめぐるのは、三森村だけでなく他村からも鉱害に対する歎願が繰り返し行われる一方、銅山用炭や銅の廻送・馬借・川舟御用・肴屋・茶屋・菓子屋・髪月代・薪など、銅山目当ての稼ぎを願い出るものもあらわれるなどの周辺の村々でのさまざまな動きを伝える資料が同じ大飯町の荒木新輔家文書(Q0063)、村松喜太夫家文書(Q0001)、渡辺源右衛門家文書(Q0067)に残されている⁸⁾。

また、同綴には年未詳で「乍恐奉願上口上之覚(村中焼失二付拝借願)」と「乍恐奉願上口上之覚(類焼二付家作願)」が含まれており、三森村で大火があったことがわかる。この2つの文書では年代が不明なのだが、同じ岩崎左近家の棟札の裏にこの大火についての記載と思われるものがある。それによると天保4年(1833)5月に類焼した岩崎家はその年の9月に再建されている。

南閻菩提⁹⁾日本国若狭国大飯郡三森邑岩崎左近、天保四巳五月依類焼家一字長屋焼亡、
同年家主企九月建立、工頭同郡和田善兵衛也、専祈子孫永伝 至称々々
維時天保第四巳九月建立 岩崎左近



写真4 岩崎家棟札

その他の資料としては、「三森村名寄帳」をはじめ鉄砲改・宗門改・奉公人請状などの証書類、山論や神社についての願書などがある。「三森村名寄帳」には元禄14年(1701)の三森村10人の田畑が書き上げられており、この時左近家は田1町3反8畝29歩、畑7反3畝2歩を所有し10人の中でいちばん多く所有していた。その後、この名寄帳は寛政4年(1792)に紙を貼って訂正されており、14人の名が登場している。鉄砲改は文化8年(1811)のもので享保15年(1730)の証文のとおりでその後寛政4年にも鉄砲改があったがずっと変更はない旨が記載されている。

(4)近代資料について

「奉職拜命書綴」には明治5年(1872)の第2大区小1区副戸長の任命に始まって、明治19年(1886)の三森村村会議員当選状請状までが綴られており、全て岩崎左吉宛になっている。岩崎左吉は、副戸長から戸長、衛生委員などを歴任し、その後明治14年(1881)に三森村外6ヶ村連合村会議員に当選、明治17年(1884)には石山村外13ヶ村連合村会議員を勤め、翌年、高浜三



写真5 「辞令(第2大区小1区副戸長)」

明村外73ヶ村連合町村会補欠員として活動の範囲を広げている。この頃の貸金帳などからも岩崎氏の隆盛がうかがえる。さらに、この辞令をみていくと、明治初期に三森村の所属が敦賀県、滋賀県、福井県と変遷していて興味深い。

他の近代資料についても三森村の戸籍関係のものなど戸長等の職にあった時のものであると思われる。

以上、岩崎左近家文書の概要紹介を行ってきたが、詳しく扱わなかった「諸事心得書綴」には、東照宮御教訓から始まり、漢詩、民間療法薬、占いの結果のことまで様々な文書が綴られていて興味深い。他の綴りも含めて短く読みやすい資料が多いので、古文書の初級者には親しみやすい文書群である。今後、古文書講座などにも活用していきたいと考えている。

3. 「去り状之事」

去り状之事

- 一、此度無縁事存暇遣候、以来互二無存念事二候、此後何方江成り共勝手次第縁付可被致、為後日暇状依而如件

申ノ
七月十八日

長兵衛(印)

おふさ

「諸願書案文綴」の一番後ろに、「去り状之事」という離縁状が綴られているが、岩崎左近家文書の中でこの離縁状について特筆したいと思う。

江戸時代の離縁状はよく「三下り半」と言われているが、この文書もまさしく3行半で書かれている。最後の一文の文字を小さくして無理やり収めていることから、長兵衛の3行半へのこだわりがみられる。確かに離縁状は3行半で書くものという慣行があったが、法律上のものではなかった。したがって3行半以外のものも存在する。そして、その3行半の中に大抵「離縁すること」と「再縁してもよい」という2つの内容が書かれていることが多い。これは離縁状なく再婚すると処罰されるので、夫側にしても妻側にしても必要な内容であった。この文書にも前半部分に「暇遣候」とあり、後半に再婚許可について書かれている。このことからわかるように、この文書も一般的な江戸時代の離縁状といえるのである。



写真6 「去り状之事」

ここで注目したいのは離婚理由に当たる部分である。理由を書かない例も多かったようだが、よく見られる表現に「我等勝手二付」という文言がある。江戸時代の離婚はよく夫が理由もなく自由に離縁できた専権離婚であるというのが通説であり、また離縁状はまさしく男からしか出せなかった。だ

からこそ離縁状に理由を書く必要もなく、また「我等勝手二付」という表現になると言われてきた。そして、女は泣く泣く離婚に応じたり、駆け込み寺へ行くなどの手段しかなく弱い立場であったと言われてきた。しかしながら、最近の研究では実際の女性はもっとたくましかったと論ずるものが増えてきている。この紀要の山田雄造氏の論文¹⁰⁾もそうであり、高木侃氏もその著書¹¹⁾の中で、江戸時代の離婚は通説の「専権離婚」ではなく、「熟談離婚」であったと主張している。高木氏によれば離婚理由を書かないことは相手への配慮であり、「我等勝手二付」の解釈も「私(夫方)の都合によるもので、あなた(妻)の責任でない」ことの表示であったと指摘している。また、「相对・相談」と「熟談・示談」を理由とする離縁状も多く残されていることに着眼しているのである。

ではこの文書ではどう書かれているのか。理由については「無縁事」とある。さらにその後、「互二無存念事二候」とある。この長兵衛とおふさにどのようなことがあったかについては他の資料が残されていないのでわからないが、「互二」とわざわざ書いてあることに注目したい。この文書も高木氏の主張を裏付ける1つの資料になると考える。

注

- 1) 野尻村、父子村、万願寺村、神崎村、広岡村、岡安村、笹谷村、鹿野村、小車田村、佐畑村、石山村、福谷村、安井村、川関村、久保村、三森村、川上村。
- 2) 『大飯町誌』p.605。
- 3) 『大飯町誌』p.606。
- 4) 岩崎甚蔵家文書。
- 5) 『大飯町誌』p.606。
- 6) 「諸事心得書綴」の中の漢文。
- 7) 岩崎左近の分のみ記載されている。
- 8) 荒木新輔家文書『福井県史 資料編9』p.1025。
村松喜太夫家文書『福井県史 資料編9』p.1051。
渡邊源右衛門家文書『福井県史 資料編9』p.1100。
- 9) 「南閭浮提」の誤りか。
- 10) 「越前・若狭の自立を求める女性たち - 近世の離縁を中心に」。
- 11) 高木侃『増補三くだり半 江戸の離婚と女性たち』(1999年、平凡社ライブラリー)。